

県民の結婚の意識に関するアンケート及びインタビュー調査業務仕様書

1 業務の名称

県民の結婚の意識に関するアンケート及びインタビュー調査業務

2 業務の目的

広島県では、県民の結婚したいという希望を実現しやすい環境整備を進めるため、出会いの機会の創出等の支援等に取り組んでいる。

今後の施策を検討するため、インターネットを活用したアンケートによって、結婚に関する県民の実態把握を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和7年8月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 調査の概要

調査名	県民の結婚の意識に関するアンケート及びインタビュー調査
調査先	20歳～39歳の独身の男女
調査地域	広島県内全域
集計数	1,000件以上 (できる限り、年齢及び男女の回答数が均等になるよう努めること)
設問数	30問以内
設問内容	別紙「質問票」をベースに校正を2回
調査期間	令和7年7月上旬から2週間程度(予定)
インタビュー調査	10名程度
インタビュー調査期間	令和7年7月中旬～令和7年8月(予定) ※具体的な時期はアンケート調査後に協議のうえ決定。

(2) 内容

ア 調査設計サポート

イ インターネットによるモニターアンケート調査の実施

- ・ アンケート入力フォーム作成
任意のソフト・アプリケーションで作成すること。
- ・ アンケートサイト画面作成
画面構成に指定はないが、回答者が回答しやすい画面とすること。
- ・ アンケート配信

ウ 回答データ集計・管理

エ インタビューの実施サポート

インタビュー実施に際し、以下の業務を担うこと。

＜インタビューについて＞

- ・ 対象者の抽出・選定

インタビュー調査への協力が可能である者のうち 10 名程度をインタビュー対象として抽出し、県と協議の上選定すること。

- ・ 日程調整

インタビュー対象者と調整し、適当な日程の確保を行うこと。

- ・ 実施（WEB）

1 名ずつ個人に対して実施し、時間はおおよそ 30 分とし、最大 1 時間とする。

- ・ 記録作成（Word 形式による）

インタビュー記録は必ずしも逐語録である必要はなく、発言の趣旨をまとめる等の処理をしても差し支えないが、誰がどの発言をしたのか、インタビューのやり取りの様子が分かる形式により作成すること。

なお、逐語録かどうかを問わず、インタビュー記録と併せて、インタビューを録音した音声ファイルを提出すること。

（３） 特記事項

ア 集計数が予定の数を超えたときに、年代別の回答数に大きな差異がある場合は、調査を継続すること。

イ 回答者の性別に大きな偏りが無いよう、性別を考慮した回答の確保に努めること。

ウ 回答データ集計にあたっては、委託者の求めに応じ、随時、クロス集計及び図表、グラフの作成を行うこと。

なお、図表やグラフの作成の際は、分析コメントやスライドを含めて作成すること。

エ 調査開始後、7 月中旬～8 月上旬を目途に集計したローデータ及び分析コメントやスライド等を速報値として県に提出すること。

オ インタビュー調査への協力に対する謝金等は、受託者が負担すること。

カ 成果物については、モノクロ印刷時に凡例が区別できるよう工夫すること。

5 成果物及び納入

（１） 成果物

ア 調査画面

イ 回答ローデータ（Excel、パワーポイント等）

ウ 回答集計表（Excel、パワーポイント等（分析コメントやスライドを含む。））

エ インタビュー記録（Word、音声ファイル等）

（２） 納入期限 令和 7 年 8 月 31 日（予定）

（３） 納品場所 広島県健康福祉局子供未来応援課（広島県庁本館 5 階）

6 成果物の帰属及び機密の保持

（１） 成果物の帰属

本委託業務による成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条規定に定められた権利を含む）は、県に帰属する。ただし、受託者が従前から有する

著作物あるいは第三者の著作物の利用については、事前に県と協議すること。

(2) 成果物の利用

県は、本業務の成果物を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果物の使用を許諾できるものとする。

(3) 機密の保持

ア 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

イ 受託者は、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

7 契約に関する条件等

個人情報取扱特記事項等に記載するほか、次の内容を遵守すること。

(1) 業務の履行

受託者は、県と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。

(2) 著作権に関する措置

何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報取扱特記事項等を遵守すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議をして決定する。